

春日部市地域包括支援センター運営等協議会条例の一部を改正する条例

春日部市地域包括支援センター運営等協議会条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46</u>に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営の確保並びに法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「密着型サービス」という。）の適切かつ円滑な実施を図るため、春日部市地域包括支援センター運営等協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の45</u>に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営の確保並びに法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「密着型サービス」という。）の適切かつ円滑な実施を図るため、春日部市地域包括支援センター運営等協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。